

令和 7 年 2 月 2 8 日
堺 市

工事請負契約におけるインフレスライド条項の取扱いについて（お知らせ）

本市では、これまで、国土交通省の取扱いに準じて「堺市工事請負契約書第 25 条第 3 項（インフレスライド）運用基準（以下「インフレスライド運用基準」という。）」を策定し、インフレスライド条項に係る運用を行っています。

今般、国土交通省において「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）」が決定・公表され、同省から各地方公共団体宛てに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」が通知されました。当該通知においては、インフレスライド条項の適切な運用等の要請がなされています。

この度の通知を踏まえ、適正な価格での契約及び技能労働者等への適正な水準の賃金の支払等を促進するため、本市におけるインフレスライド条項の取扱いについて、下記のとおり、お知らせします。

なお、本措置により請負代金額を変更した場合には、従事労働者に対する適切な賃金の支払及び適正金額での下請契約の締結等に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 対象工事

受注者の請求に基づき本市と協議して決定する基準日から、残工期が 2 月以上ある工事

2 対象となる単価等

労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等

3 変更後の契約金額の算出方法

（1）賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とします。

（2）増額スライド額については、次式により行います。※減額スライドについては省略

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

S 増：増額スライド額

P 1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P 2：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P 1 に相当する額

（ $P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：落札率、Z：市設計金額）

4 スライド協議の請求手続（増額スライドの場合）

受注者は、工事担当課（監督員）に対し、指定する様式によりスライド協議の請求を行います。その際、工事担当課（監督員）の指示に従い、残工事量及びスライド請求額の根拠となる資料を提出します。

※具体的な手続の流れについては、インフレスライド運用基準を参照してください。

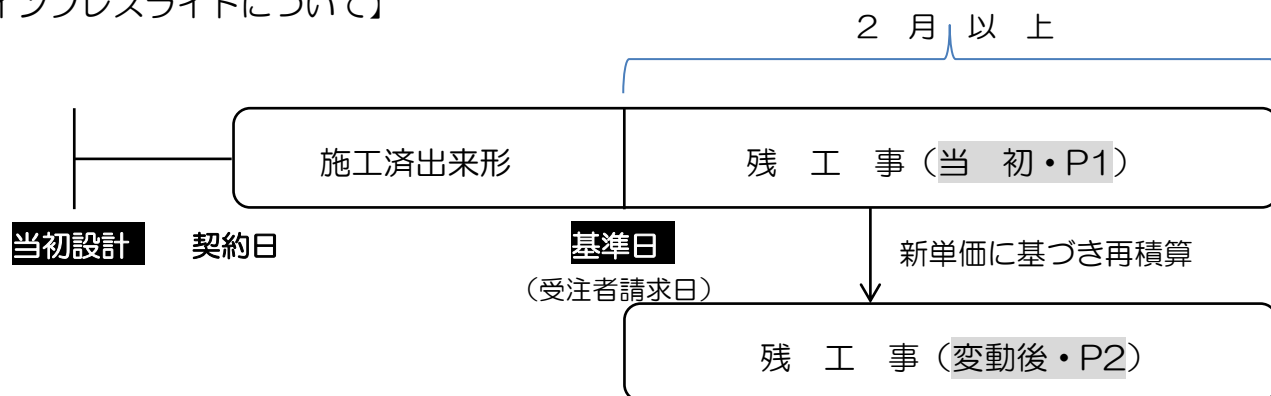
5 請求時期

新労務単価の適用に伴うものは、令和7年3月1日から協議の請求の受付を開始します。

6 その他留意点

スライド協議の請求等に係る指定様式については、事務の効率化の観点から押印欄を廃止しました。本市ホームページに掲載している最新の様式を使用するようにご注意事項。

【インフレスライドについて】



- ①受注者からの請求を受けて、「基準日」時点での出来形数量の確認を行い、残工事量を確定させる。
- ②残工事分（当初・P1）について、「基準日」時点での新たな労務単価、材料単価等に基づいて再度積算を行い、残工事分（変動後・P2）を算出する。
- ③P2とP1の差額から、P1の1%を受注者負担分として控除し、その残額を「スライド額」として、請負代金額の変更契約を行う。